

◇ 訓練を受講できなかった場合における、病気その他やむを得ない理由及びそれに係る証明書は下記のとおりです。

なお、提出する証明書については、原則として金銭的負担のかからないものを求めることとします。

※下記に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められる場合があります。

詳細は管轄のハローワークへご相談ください。

【本人の事情によるもの】

やむを得ないと認められる欠席理由	提出書類(写しでも可)	認められる日数(暦日)
傷病	次に掲げるすべての書類 ①傷病による欠席理由申立書 ②病院の領収書、市販薬購入に係る領収書等 (受診(購入)日、病院(購入店)名等が確認できるもの)	社会通念上認められる範囲の日数 (連続14日以内の欠席まで)
	連続15日以上欠席の場合は「傷病手当」の申請ができる場合があります。 (所定給付日数を終了した方、受給期間が満了した方には支給はありません。)	
婚姻	次に掲げるすべての書類 ①結婚式招待状、婚姻届受理証明書等 ②海外での挙式の場合、パスポート等 (出入国の日付がわかるページ)	当日のみ(※)
新婚旅行	次に掲げるすべての書類 ①結婚式招待状、婚姻届受理証明書等 ②旅行日程表等 ③海外の場合、パスポート等 (出入国の日付がわかるページ)	14日以内 (入籍・挙式から概ね1ヵ月以内の新婚旅行に限る)
公民権の行使 (選挙権など)	公的機関の発行する証明	当日のみ(※)
天災、その他避ける ことのできない事故 等による交通遮断	公的機関や公共交通機関等の発行する証明、 疎明書(上記証明が発行されない場合に限り)	
訓練職種に関連した 国家試験、検定等	受験証明書、受験票等 (日付、氏名、受験した事実が確認できるもの)	
訓練職種に関連した 就職試験、面接等	就職試験の証明、面接証明書等 (日付、氏名、面接・試験等を受けた事実、 求人職種が確認できるもの)	

※遠方の場合、移動日も含めてやむを得ない理由による欠席と認められる場合があります。

【親族の事情によるもの】

やむを得ないと認められる欠席理由	提出書類(写しでも可)	親族の範囲	認められる日(歴日)
看護	次に掲げるすべての書類 ①病院の領収書等 (看護が必要な者の氏名、受診日、病院名等が確認できるもの)	6親等以内の血族 配偶者 3親等以内の姻族 (同居・別居問わず)	社会通念上認められる範囲の日数 (連続14日以内の欠席まで)
危篤	②本人と親族の関係を証明するもの (住民票、親族続柄申立書等) ※上記①がない場合、欠席理由申立書		
結婚式の出席	次に掲げるすべての書類 ①結婚式招待状 ②本人と親族の関係を証明するもの (式席次表、親族続柄申立書等) ③海外の場合、パスポート等 (出入国の日付がわかるページ) ※上記①、③がない場合、欠席理由申立書		当日のみ(※)
葬儀	次に掲げるすべての書類 ①会葬礼状、死亡診断書等 (故人の氏名、日付が確認できるもの) ②本人と故人の関係を証明するもの (住民票、親族続柄申立書等) ※上記①がない場合、欠席理由申立書	父母・子・配偶者	連続7日以内(※)
		祖父母・兄弟姉妹 配偶者の父母・孫	連続3日以内(※)
		上記以外の 6親等以内の血族 3親等以内の姻族	1日(※)
命日の法事	住職又は喪主の証明書、欠席理由申立書等 (故人の氏名、日付、本人と故人の関係を証明するもの)	配偶者 3親等以内の血族 〃の姻族	当日のみ(※)
入園式・入学式 卒園式・卒業式 (※※)	次に掲げるすべての書類 ①案内状、卒業証明書等 ②本人と子弟の関係を証明するもの (住民票、親族続柄申立書等) ※上記①がない場合、欠席理由申立書	子弟	当日のみ(※)

※ 遠方の場合には、移動日も含めてやむを得ない理由による欠席と認められる場合があります。

※※ 学校教育法による設置の施設が対象です。